

令和元年 8 月 2 0 日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和元年度北塩原村農業委員会総会（令和元年8月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和元年8月20日（火）午後1時30分～2時42分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	伊藤義人	欠
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	出
〃	—	安部嘉久	出
〃	—	齋藤隆男	出
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員6名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中6名出席。

4. 欠席委員

1番 伊藤 義人委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 協議事項

- ・「本県農業の発展に向けた要請（素案）」に関する組織検討について
- ・令和元年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査等（案）について

第5 提出議案

議案第1号

現況確認証明申請について

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第6 その他

- ・令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 相 原 哲 也

事務局主任主査 渡 部 達 也

事務局主査 須 藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和元年度北塩原村農業委員会定例総会8月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

（挨拶）

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。1番、伊藤義人委員より欠席する旨の届出がありました。只今の出席委員は農業委員7名中6名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名全員にも出

席いただいております。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、5番、蓮沼喜久雄委員、2番、中川博之委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、8月6日、令和元年度農業者年金業務担当者会議がビッグパレットふくしまで開催されまして、事務局が出席しております。2番、8月16日、一般社団法人福島県農業会議 臨時総会が杉妻会館で開催されまして、会長が出席しております。3番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会8月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、8月30日に、令和元年度会津若松地方農業委員会連合会行政調査としまして、新潟市の農事組合法人濁川生産組合等の視察研修会が実施されますので、会長が出席いたします。2番、9月9日、令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会がアピオスペースで開催され、農業委員・推進委員・事務局が出席いたします。3番、9月20日、北塩原村農業委員会総会9月定例会を集会室1・2で開催予定となっております。以上で、業務報告及び今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは、協議事項に入ります。1点目、「本県農業の発展に向けた要請(素案)」に関する組織検討について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページをご覧ください。協議事項1点目、「本県農業の発展に向けた要請(素案)」に関する組織検討について、説明いたします。令和元年11月28日に開催が予定されております、全国農業委員会会長代表者集会と併せて毎年実施されている本県選出国會議員への要請集会へ提出する要請書の素案について、協議及び検討を行うものでございます。4ページから12ページに検討素案を載せております。こちらにつきましては、今年の6月に県内の各農業委員会において検討し、報告した内容について、福島県農業会議が取りまとめを行いまして、素案として作成されたものでございます。当農業委員会においても、6月の定例会で協議・検討し報告しております。各市町村農業委員会から報告があった検討結果を基に、県農業会議の方で素案を作成しましたので、その内容確認をしてほしいと、今回依頼があったわけでございます。それでは、素案の内容等について簡単に説明させていただきます。4ページをご覧ください。東日本大震災並びに原子力災害の発生から8年5ヶ月が経過した今でも、復旧の遅れや、風評被害等課題が山積している状況であるため、復旧・復興への要請事項が最も重要である、最優先であるということから、1番最初の項目となっております。さらに、農業従事者の高齢化や担い手不足も深刻化しており、農業・農村の崩壊も懸念されている状況であります。ついては、本県農業の東日本大震災と原子力災害からの復旧・復興と農業者主体による農業・農村の活性化を進めていくための要請事項として、大きく2項目に分けてまとめられております。まず、大きな項目の1番、4ページの中ほどより下の方になりますが、東日本大震災からの復旧・復興対策について、こちらが4ページから6ページまでとなりまして、復興・創生期間終了後の体制等についてや、地震・津波等による被害からの復旧・復興について、さらには、原子力災害からの脱却についての要請事項がまとめられております。次に7ページからになりますが、大きな項目の2番、農業・農村の発展に向けた施策についてですが、こちらは7ページから12ページまでとなりまして、人・農地プランの実質化に向けた支援について、優良農地の確保について、担い手の育成・確保について、中山間地域対策の推進について、鳥獣害対策の強化について、諸外国との貿易交渉について、これらの要請事項がまとめられております。簡単に説明いたしましたが、この後少し時間を取りまして、各自、一通り目を通していただきまして、追加や削除、もしくは言い回しを変えた方がいいのではないかなど、委員の皆さまのご意見等を出していただきたいと思います。特に意見等がない場合は、このまま「異議なし」として県農業会議の方へ報告

させていただきます。上記のとおり提出いたします。令和元年8月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で、「本県農業の発展に向けた要請(素案)」に関する組織検討について、朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ここで、5分～10分ほど検討時間を設けたいと思います。各自、素案に目を通していただいて、自由に意見の発言をお願いいたします。

(5分～10分経過後)

○議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。素案の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。以上で、「本県農業の発展に向けた要請(素案)」に関する組織検討について終了するとともに、協議内容の通り、一般社団法人福島県農業会議へ報告することとします。

○議長

続いて、2点目の協議事項に入ります。令和元年度利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査等(案)について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

提出議案の13ページになります。協議事項2点目、令和元年度利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査等(案)について、説明いたします。こちらの調査は、農地法第30条の規定により、毎年1回、管内にある農地の利用状況等について、調査を実施しなければならないこととされておりますので、調査方法や調査日などについて協議するものでございます。では、提出議案の14ページをご覧ください。1、目的ですが、調査に位置付けられているものが2つございます。まず、「利用状況調査」については、農地法第30条の規定により毎年1回、管内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないものでございます。次に「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」については、荒廃農地の再生利用のために荒廃状況や解消状況等を把握することを目的として行うものでございます。2、調査日でございますが、事前調査と全体調査により対応いたします。①事前調査につきましては、各委員が事前に担当地区内の荒れている農地を把握する作業となります。

8月下旬から9月上旬を目安に行っていただきたいと思います。②全体調査については、農業委員・推進委員、事務局による調査になり、荒れている農地の度合を荒廃区分により判断する作業となります。調査日につきましては、9月中を目標に行いたいと思っております。各委員さんの都合もございますので、担当地区の委員さん同士で調整していただき、調査日・時間・集合場所を決めていただきたいと思います。なお、担当地区の関係上、2回、調査にご協力いただく委員さんもいらっしゃると思いますが、すみません。ご了承ください。提出議案の15ページをご覧ください。3、調査の方法でございますが、事前調査で図面を基に荒れている農地を把握していただき、全体調査では事前調査で把握した荒れている農地を中心に巡回しまして目視による確認を行います。そこで農地区分を判断し、必要に応じて写真を撮り、図面等へ記録を行います。調査区域の図面は本日配布いたします。後ろの机に、各地区ごとの図面を置きましたので、お帰りの際にお持ちください。なお、こちらの図面は毎年使用しているものになりますので、これまでの調査結果が記録されております。図面への記載は鉛筆又はシャープペンを活用願います。また、経年劣化により、図面も破れていたりしますので、取り扱いには注意していただければと思います。委員さんから意見をいただいているタブレット導入も検討しているところですが、補助金活用の見込みや、国土調査未実施地区の図面と現況が合わない農地の対応など、課題がいくつかございますので、しばらくは図面での調査となりますので、申し訳ございませんがご協力お願いいたします。続いて、4、調査地でございますが、区域内の全ての農地とはなっておりますが、図面と現場があまりにも合わない箇所については、調査自体難しいと考えておりますので、随時対応したいと思います。5、調査内容でございますが、荒れている農地を一筆毎に確認します。過去の調査において、既に荒れている農地と判断されている農地については、再生・解消状況などを確認することとなります。6、調査人員は、農業委員・推進委員全員と事務局1名の合計14名で実施いたします。なお、昨年度はなかったのですが会津農林事務所の職員が調査に随行することもありえますのでご了承ください。7、強化月間ですが、8月から9月の2ヶ月を強化月間として設け、調査に力を入れていただきたいと思います。8、準備物は、事務局で準備いたします。その他といたしまして、農地パトロール等を併せて実施いたします。提出議案の16ページには、調査の流れについて、17ページには荒廃農地の定義と判断基準について載せております。先ほどと繰り返しになるところもありますが、昨年度と変更点は特にありませんので各自後でご確認願います。全体的な調査方法についても、昨年度と大きな変更点はございませんので、今年度も調査へのご協力をよろしくお願いいたします。なお、9月9日は農業委員・推進委員研修会がございますので、全体調査については、9月9日以外の日程で調整をお願いしたいと思います。上記のとおり提出いたします。令和元年8月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で令和元年度利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査等（案）についての朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了いたしました。まず、全体調査の日程を協議いたします。各地区の担当委員同士で協議し、全体調査の実施日、時間、集合場所について調整していただきたいと思います。なお、欠席委員がいる地区につきましては、とりあえずは日程の方を決めていただき、変更等があれば、後日事務局まで連絡してください。それでは、5分ほど協議の時間を設けます。

(5分ほど、担当委員同士で協議)

○議長

5分ほど経過いたしましたが、日程調整は終了しましたか。それでは調整結果の確認を行います。まずは、下吉・谷地地区は9月11日の午前10時からで、集合場所は銘木食堂の駐車場です。次に北山地区の報告をお願いします。

○5番 蓮沼喜久雄委員

はい。北山は9月12日、時間が午前10時からで、集合場所は構造改善センターです。

○議長

続いて、関屋・樟地区をお願いします。

○3番 岩田多吉委員

はい。9月13日の午前10時から。集合場所はいつもどおり関屋集会所集合です。

○議長

では、大塩地区をお願いします。

○6番 遠藤俊一委員

9月10日、10時から。夢農場前集合で。

○議長

桧原地区と裏磐梯地区をお願いします。

○4番 二瓶睦夫委員

伊藤委員が欠席なので確定ではありませんが、桧原と裏磐梯地区合同で9月18日の午前9時から。道の駅裏磐梯集合で予定しています。

○議長

それでは、以上のとおり全体調査を実施しますので、よろしくお願いいたします。日程関係以外にその他、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で、令和元年度利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査等について終了するとともに、協議内容の通り調査を実施することとします。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、「現況確認証明申請について」を議題といたします。
事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の18ページをご覧ください。議案第1号、現況確認証明申請について、説明いたします。次の現況確認証明申請について意見を求めるものでございます。番号1番、1、申請人の方は、〇〇〇さん、郡山市〇〇の方でございます。2、申請する土地の所在地及び面積等ですが、桧原字〇〇1093番292、登記は畑、現況は原野、面積は1,273㎡の1筆でございます。3、証明を求める理由は、土地地目変更登記のため。4、非農地化した経過につきましては、昭和54年6月5日に父より贈与を受け、数年間は野菜など作付していたが、労働力不足や土地状況等が悪く思うように野菜の収穫ができず、また、現在の居住地から申請地まで距離もあったため、37年以上前から耕作しなくなり原野化してしまった。なお、申請地に隣接していた自宅は平成11年9月頃に道路拡張により解体したため、今後村に戻ってくる予定もないとのことでございます。5、調査内容についてですが、申請位置は農振農用地区域外の農地となり、農地、非農地の判断につきましては、非農地と判断しております。現況判断の理由は、現状は雑草や雑木が生い茂る荒地で、約40年近く耕作されておらず、原野と判断した。また、土地の状況等も悪く、思うように野菜の収穫ができないということ、居住地から申請地まで距離があるということから、今後も畑として使用するのには困難であると考えられるためでございます。地元農業委員の意見としまして、現況確認者の二瓶睦夫委員、伊藤義人委員、星源嗣委員の3名に確認していただきましたところ、証明の可否につきましては「可」と提出いただいております。19ページに申請地位置図、20ページに申請箇所図、21ページに申請者から提出があった現況写真と撮影位置を載せております。なお、22ページの現況写真は現地調査当日のものとなりますので、ご確認願います。上記のとおり提出いたします。令和元年8月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。
以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、4番、二瓶睦夫委員より調査結果について、意見を願います。

○4番、二瓶睦夫委員

8月16日、午前11時30分から伊藤委員、会長、事務局と現地調査を実施しました。現況写真のとおり、雑草、雑木だらけでとても畑とは言えない状況でしたので、原野と判断しました。よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、現況確認証明申請について、申請内容の通り証明することといたします。

○議長

続いて、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の23ページをご覧ください。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。次の農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を求めるものでございます。番号1番、1. 申請当事者の氏名等についてですが、譲渡人は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字桧原字〇〇の方、譲受人は、息子さんの〇〇〇さん、〇〇歳、同じく大字桧原字〇〇の方でございます。2、申請する農地の所在地及び面積でございますが、桧原字〇〇の農地5筆と桧原字〇〇の農地3筆の計8筆、面積の合計は11,230㎡でございます。3、権利を設定しようとする事由について、譲渡人としましては、後継者へ一括贈与し、経営を移譲するため。譲受人としましては、譲渡人の要望により農地を取得し、農業経営に励みたいとのことでございます。4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、令和元年9月。権利の存続期間は、永年。土地の対価は、無償でございます。5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。申請地位置図、申請地箇所図につきましては、24ページから28ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。地元農業委員の意見としまして、二瓶睦夫委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。また、農地法第3条第2項各号の判断については、許可要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和元年8月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第2号の朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査を担当しました二瓶睦夫委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○4番、二瓶睦夫委員

16日（金）に申請人両名それぞれに確認をしました。譲渡人の〇〇〇さんは〇〇歳と高齢になり、農業を続けるのが厳しくなったため、農地を息子である〇〇〇さんに一括贈与して、経営を全て移譲したいということで、今回申請することとなったそうです。譲受人である〇〇〇さんも3年ほど前から、仕事が休みの日は奥さんと一緒にハウスに入って農作業をしていたので、これからは自分を中心となって農業に励みたいとのことでした。内容を確認しまして、特に問題もないと考え、許可相当といたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第2号について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

（異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より1点ございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

（令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について）

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

（なしの声）

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 5 番 _____ (印)

議事録署名委員 2 番 _____ (印)